

○国土交通省告示第八三八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので併せて告示する。

平成十六年八月二日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道21号改築工事（可児御嵩バイパス・岐阜県可児市中恵土字東欠地内から同市中恵土字助太郎地内まで）並びにこれに伴う県道一部改築工事及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県可児市中恵土字東欠、字林泉及び字助太郎並びに同県可児郡御嵩町上恵土字狭間、字仙長、字塚脇、字出口、字弁財天、字上田、字浦畑及び字前畑地内
- 2 使用の部分 岐阜県可児市中恵土字東欠、字林泉及び字助太郎並びに同県可児郡御嵩町上恵土字狭間、字仙長、字塚脇、字浦畑及び字前畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、岐阜県可児郡御嵩町井尻字丸山地内から同県可児市中恵土字助太郎地内までの延長約8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道21号改築工事（可児御嵩バイパス）並びにこれに伴う県道一部改築工事及び町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、用地取得のスケジュールに大きな差がある部分及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道21号改築工事（可児御嵩バイパス）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、また、本体工事の施工により交差することとなる県道の一部改築工事及び遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号の都道府県道、同条第4号の市町村道に関する工事であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1)事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、高規格幹線道路である一般国道475号東海環状自動車道（以下「東海環状自動車道」という。）可児御嵩インターチェンジ（仮称）（以下「可児御嵩IC」という。）設置に伴う岐阜県中濃地域における広域交通ネットワークへのアクセス機能の強化等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線の一般国道21号のバイパス道路を建設する事業である。

東海環状自動車道は、愛知県名古屋市の周辺30～40kmに位置する愛知、岐阜、三重3県の諸都市を環状に結ぶ延長約160kmの一般国道475号の自動車専用道路であり、可児御嵩ICの供用が平成17年3月に予定されているなど、東側区間を中心に順次整備が行われている。

また、可児御嵩ICが設置される岐阜県可児郡御嵩町及び同県可児市周辺は、名古屋市の北東部近郊に位置し、近年、大規模な工業団地が整備され、交通量が増加している地域であり、幹線道路として、同県瑞浪市から可児市、岐阜市、大垣市等同県の主要都市を東西に結びながら滋賀県坂田郡米原町に至る、一般国道21号がある。

しかしながら、本件区間に係る現道の一般国道21号（以下「現道」という。）は、古くからの街道筋として住宅、商店、公共施設等が集中するとともに、児童生徒の通学路として利用されているところ、その大部分が車道幅員の狭い2車線道路であること、また、歩道も片側区間しか整備されていないことから、可児御嵩ICの供用開始に伴い交通量が大幅に増加することにより、安全かつ円滑な交通が大きく阻害されることが予想される。

平成11年度道路交通センサスによると、現道内の交通量は岐阜県可児郡御嵩町顔戸地点で19,481台／日、同町上恵土地点で18,214台／日となっており、混雑度はそれぞれ1.30、1.32となっている。

本件事業の完成により、現道を經由せずに東海環状自動車道にアクセスすることが可能となることから、岐阜県中濃地域における広域交通ネットワークへのアクセス機能の強化が図られるとともに、今後の交通量の大幅な増加による現道の交通事情の悪化の防止に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は昭和59年3月30日及び平成元年12月1日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価

の実施対象外の事業であるが、同法に基づき制定された「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第10号）等に準じて、起業者は平成15年7月に環境影響評価を任意に実施している。その結果は、いずれも環境基準等を満たすものと評価されている。

また、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所あるところ、起業者は、岐阜県教育委員会と協議を行い、記録保存を行っているところである。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東海環状自動車道可児御嵩ICの供用が平成17年3月に予定されていることを踏まえると、できるだけ早期に東海環状自動車道へのアクセス機能を強化する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県可児市役所建設部都市計画課及び同県可児郡御嵩町役場建設課

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 岐阜県可児市中恵土字東欠並びに同県可児郡御嵩町上恵土字狭間、字仙長及び字塚脇地内